

# 税金 不公正税制

大企業上位10社で1兆円超の消費税環付金  
トヨタ 2869億円

「財界トップが消費税アップに積極的なのは、還付金（輸出戻し税）が増えることも大きな要因です。中小業者、国民から税金を吸い上げて、大企業だけに恩恵を与えるような消費税増税には断固反対」と語るのは関東学院大学法科大学院教授の湖東京至さん。同教授が発表した最新の「06年分 消費税還付金上位10社」（表1）によれば、10社の還付総額は1兆59億円。トヨタ自動車は昨年より204億円、10社合計でも85億円も増加するなど、不公平な消費税の実態が浮き彫りになっています。



関東学院大学法科大学院教授 湖東京至さんが推算

## 消費者の負担が逆進的

消費税にはいくつもの不公平があります。

一つは消費者側から見た場合の不公平です。消費税は生活必需品を含むすべての物品・サービスに単一税率5%で課税します。そのため、所得の低い人びとに重く、所得の高い人びとに軽くなります。つまり国民の税負担率が逆進的になる不公平です。

## 事業者には不公平な税制

二つ目は消費税の納税義務者・事業者の側から見た不公平です。消費税は価格への転嫁が法律で保証されていません。力の強い企業は100%価格に上乗せできますし、場合によっては下請けに消費税分をまかせさせることができます。一方、中小事業者は十分に転嫁することができないばかりか親会社から単価の切り下げを迫られ、実質的に消費税分をかぶってしまいます。つまり消費税は弱肉強食、事業者間に不公平な税制なのです。

とりわけ不公平なのが、輸出企業に対する消費税の還付制度です。輸出をした場合、外国の消費者から消費税をもらえないから、仕入先や下請けに払った（ということになっている）消費税分を輸出企業に還付するというわけです。

消費税を実際に納税している事業者の方はお分かりでしょうが、消費税は単純に売上高に5%をかけた額を納めるわけではありません。消費税は、年間売上高に5%をかけた額から年間仕入高に5%をかけた額を引いて納めます（これを仕入税額控除方式といいます）。

輸出戻し税はこの仕組みを悪用して、売上高に5%ではなくゼロ%をかけます。そのため仕入に入っている消費税分が常に還付されるわけです。（3面「知っ得」参照）

ここで還付される額はトヨタなどの輸出企業が税務署に納めた額ではありません。税務署に納めたのは仕入先や下請けなどの子会社です。日本の商慣習では親会社に価格決定権があります。子会社が消費税分をまかせられることもしばしばです。それをトヨタなど親会社だけが還付を受けているのです。一方は常に納税、一方は常に還付。これ以上の不公平があるでしょうか。

また、外国への販売でなくても国内販売でも消費税をもらえない「非課税」の取引があります。例えば医療費や、アパートの家賃です。病院や診療所は薬の仕入に入っている消費税分を負担しています。大家さんはアパートの建築費や修繕費に入っている消費税分を負担しています。しかし、その消費税を還付してもらうことはできません。還付があるのは輸出だけ。これも不公平です。

ようするに、ヨーロッパで生まれた付加価値税＝消費税は、巨大輸出企業を保護し優遇するためにつくられた税制なのです。



経済ジャーナリストの荻原博子さんも「釈然としない」とコメント。湖東教授の推算を紹介する週刊朝日11月9日号

## 約22%が輸出大企業に還付

最も新しい有価証券報告書をもとに、06年の各社の還付金を計算してみました。昨年より還付金が増えているのが特徴です（表1参照）。この還付金は、トヨタなどが本来納めなくてはならない国内販売分を差し引いた還付金額です。消費税の還付金は全体で約3兆円、消費税全体の税収のおよそ22%に上ります。

もし、輸出戻し税制度をなくせば、3兆数千億円の税収を上げることができます。

**表1 2006年分、消費税還付金上位10社**

関東学院大学法科大学院教授 湖東京至 推算

(単位:億円)

順位	会社名	年間還付税額	年間総売上高	年間売上中輸出の割合
1	トヨタ自動車(株)	△2,869	115,718	69.0%
2	ソニー(株)	△1,450	40,131	74.3%
3	本田技研工業(株)	△948	40,308	71.1%
4	キヤノン(株)	△931	27,296	85.6%
5	日産自動車(株)	△872	36,089	62.6%
6	マツダ(株)	△733	23,271	71.0%
7	松下電器産業(株)(注5)	△705	47,469	43.5%
8	(株)東芝	△626	35,449	49.0%
9	スズキ(株)	△503	19,398	57.3%
10	三菱重工業(株)	△422	24,266	47.7%
	合計	△1兆0,059		

(注1)各社の事業年度は平成18年4月1日～平成19年3月31日(ただしキヤノンだけは平成18年1月1日～平成18年12月31日)。

(注2)各社の年間総売上高は有価証券報告書によった。

(注3)各社の輸出販売割合は当該企業のホームページなどによった。

(注4)年間還付額は地方消費税分1%を含め5%として推算した金額である。

(注5)松下電器産業(株)の有価証券報告書(貸借対照表関係、※6)によれば、未収消費税等が125億円あると記載されている。この額は2カ月分の還付税額であると推定できるから、その6倍、およそ750億円が年間還付額になり、筆者が推算した705億円と大きな違いはないといえよう。

(注6)財務省主税局「平成19年度・税制改正の要綱、租税及び印紙収入予算の説明」によれば平成19年度の消費税収入は、国税消費税分の4%だけで10兆6,450億円、還付税額2兆9,040億円(同)と見込んでいる。これに地方消費税1%分をプラスし5%に引きなおすと、消費税収入は13兆3,062億円、還付金額は3兆6,300億円となる。還付金額の割合は税収額の27.2%になる。

**表2 法人の消費税還付で赤字の10税務署**

税務署名	赤字額(千円)	管轄内の主な輸出大企業
愛知・豊田税務署	△1050億755万5	トヨタ
神奈川税務署	△364億7496万9	富士通
大阪・門真税務署	△172億3613万4	松下電器
福岡・直方税務署	△133億9586万2	福岡トヨタ
広島・海田税務署	△98億2802万5	マツダ
大阪・阿倍野税務署	△91億4488万8	シャープ
東京・蒲田税務署	△74億4866万	キヤノン
静岡・磐田税務署	△61億8024万4	スズキ、ヤマハ発動機
大阪・泉佐野税務署	△47億1063万9	
京都・右京税務署	△2億2166万5	オムロン
合計	△2096億4864万1	

05年分 国税局ホームページ「税務署別課税状況」から本紙作成

## 10の税務署が赤字

全国で524ある税務署のうち、法人の消費税還付で赤字の税務署は10税務署あることが分かりました(表2)。そのほとんどが輸出大企業の本店所在地等がある所です。トヨタ自動車のある愛知・豊田税務署の総務課長・辰田綱彦氏に電話で取材しました。内容は以下のとおりです。

**記者** 『週刊朝日(11月9日号)』の右写真でも取り上げられているが、トヨタが2600億円(05年分)を超える消費税の還付を受けているとある。還付の実務はどうされているのか。

**総務課長** 全国の税務署は特定の銀行と契約しているわけではない。納付税金は国税庁が管轄している日銀の代理店に納められ、還付も含めて税務署の管理部門が決済しているだけだ。だから税務署の口座が赤字になっているわけではない。

**記者** 日銀の代理店とは何か。

**課長** 調べないと分からない。

**記者** 輸出戻し税のことは知っているか。

**課長** マスコミなどでも聞いている。輸出免税のことですね。納め過ぎの税金を戻すという。

**記者** 実はお宅の税務署は全国の税務署のなかでも数少ない赤字の税務署なんです。知ってましたか。

**課長** ええ?そうなんですか。

**記者** 中小業者や下請け業者が必死で納めた消費税をトヨタが輸出戻し税で、全部持って行ってしまう。だから赤字。おかしいと思いませんか。

**課長** うーん。

**記者** 価格競争力のある大企業が消費税分の価格を、下請けに買い叩くことだってできるでしょう?

**課長** 基本取引、力関係が違うことは分かります。

**記者** 買い叩いておいて輸出戻し税を受ける。だから豊田税務署は毎年赤字なんですよ。分かるでしょ。

**課長** 事実なら事実として認めます。でも自動車税や社会にかかわる税金、経済効果も見なくちゃいけない。車社会でトヨタが果たしている役割は大きい。

<http://www.zenshoren.or.jp/zeikin/fukouhei/071203-01/071203.html>

## 消費税

消費税は「預り金」でも「預り金的」でもない  
関東学院大学大学院教授 湖東京至さんが解説

### 国税庁の言い分破たん

#### 「消費税は対価の一部」判決で確定

消費税は「預り金」でも「預り金的」でもない。いわば「第二事業税」ともいうべき税金。格差社会を広げる弱肉強食の税金です - と言うのは税理士の湖東京至さん(関東学院大学法科大学院教授)。滞納が増え、徴収がますます強まるなか、消費税の問題点をズバリ指摘しました。

#### ◆滞納の多い税金、消費税

消費税はとにかく滞納の多い税金です。2000年度には93万件も滞納がありました。03年度の滞納件数は、約54万8000件で滞納税額も多く、03年度の滞納額は滞納全体の約半分の4735億円、02年度が5342億円、01年度が5794億円もあり(図)、消費税収全体の4~6%が滞納になっている。あまりにも滞納が多いために、各地の税務署は、事業者が消費税をお客さんから預りながら、それを懐に入れて納めない、一種の犯罪行為だと言って徴収を強化しているのです。

## こんなに多い消費税の滞納割合

年度	消費税の期首滞納件数	滞納全体に占める割合	消費税の期首滞納額(百万円)	滞納全体に占める割合
01	729,351	30.8%	579,473	47.7%
02	601,799	31.0%	534,220	48.4%
03	548,565	30.2%	473,540	46.2%

平成15年度版「国税庁統計年報書」による

「…消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」

(東京地裁平成2年3月26日判決より)

### ◆判決でも確定 - 消費税は預り金ではない

消費税という税金は非常に不透明な税金なのです。タバコ税や酒税などと同じように、消費者は納税義務者ではないので、事業者は、消費税をお客さんから預るということは起こりえないのです。消費税が導入された平成元年に、サラリーマンが東京と大阪で裁判を起こしました。「免税事業者とか、簡易課税を採用し、税金をピンハネしている事業者がいる。自分の払った消費税が税務署・国家に入っていない。これは恣意的な徴税を禁止した憲法84条違反、同法29条の国民の財産権を侵害するもので、欠陥税制であり違法だ。損害賠償せよ」と訴えた。

その裁判の判決が90年に、東京地裁(3月26日)と大阪地裁(11月26日)(注1)でありました。判決は「消費者は、消費税の実質的負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底いえない」「(消費税の)徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」。つまり、消費税は物価の一部であり、「預り金」ではないと判決ではっきり言っています。この判決は控訴しなかったことで確定しました。こう主張したのは、ほかでもない税務署側、国側なのです。

こうした判決があるにもかかわらず国税庁はサラリーマン、消費者と事業者を分断させようと、こんなポスターを作ってきました。

### ◆「預り金」でないことを自ら証明 - 国税庁のポスター

「ちゃんと消費税も払っているのに、それを預かる人のなかにきちんと税務署に納めない人がいるなんて、ぜったい許せないじゃん」(写真(1))。その預る人とは事業者です。このポスターの大きな間違いは、先にも述べた「預り金ではない」という判決があるのに、「預る人」というのを出してしまったことです。

次に作ったのが「オレが払った消費税、これっていわば預り金なんだぜ」(写真(2)) - 今度は、預り金じゃないってことを認めました。しかし、まだ「いわば預り金」という意味がもう一つよく分からない。

今度は事業者の立場からポスターを作り、「消費税は預り金的性格を有する税です」(写真(3))。より預り金じゃないということをはっきりさせたのですが、このポスターもあんまり評判がよなくて、最後に作ったのが「とめないで私の払った消費税」(写真(4))。「とめる」ということは誰かが預ってそれを納めないことを意味します。預り金じゃないんだから、とめるとめないの関係は起こらない。これも国会で問題になり(注2)、間違いだということがいよいよはっきりしてしまいました。



「預り金じゃないことを認めざるを得なくなった」と税務署のポスターを示しながら話す湖東京至税理士(写真③)



「預かる人」が「きちんと納めていない」とサラリーマン、消費者と事業者の分断作戦（写真①）



「俺が払った消費税。あれっていわば預り金なんだぜ。」（写真②）



「消費税は預り金的性格を有する税です」と小さな文字で（写真④）

#### ◆消費税はなぜ滞納が多いのか

消費税はなぜこんなに滞納が多いのでしょうか。法人税や所得税はもうけが少なければ納める額が少ない、赤字なら納めなくていい。しかし、消費税は売り上げさえあれば赤字でも納めないといけません。似たような税金に源泉所得税（事業者が雇い人の給料から引いて納める税金）があり、これも滞納は多いのですが、消費税の滞納にはまったく及びません。なぜなら源泉所得税は、小さな企業なら社長、奥さん、身内、従業員の給料を我慢してもらい、賞与を出さないということで、税金の額も下げられる。消費税はそういうことは一切できません。

税務署は「預り金」なんだから、その分貯金しなさいと言いますが、これだけ滞納があるということは、消費税の転嫁ができず、貯金できない業者がいかに多いかということです。

厳しい価格競争のなかでは、仮に消費税を外税で取ったとしても実際は取っていないのと同じことです。それだけ厳しい税金で、私に言わせると一種の欠陥税制です。

#### ◆消費税は弱肉強食の税金

じゃあヨーロッパの付加価値税で滞納がないかということ、日本よりは少ない。その理由の一つは毎月納税にあります。今、日本もそれを見習って、納税額が年間6000万円を超える、割と大きな事業者には毎月納税にしました。今後、税率が上がると、毎月納税にする事業者の水準は、大幅に下がるでしょう。納税ができないところは、毎月滞納が増えていき、たちまち倒産の引き金になる。1年に1回、資金繰りで苦労している所は、毎月資金繰りで苦労することになるだけです。

政府は毎月納税にすれば使い込まないと言いますが、もともとこの税金は使い込むとか使い込まないとか、という関係ではなくて、赤字でもかかるいわば「第二事業税」ともいべき税金です。この上税率を引き上げられたら、零細な事業者はたまりません。

消費税は企業のなかに、消費税を納められる企業とそうでない企業をつくり出し、格差社会をさらに広げる、弱肉強食の税金です。これ以上の消費税の増税はなんとしてもやめさせなければなりません。

（注1）東京地裁平成2年3月26日判決、平成元年（ワ）第5194号損害賠償請求事件、判例時報1344号115頁。同様の主旨の判示が大阪地裁平成2年11月26日判決、平成元年（ワ）第5180号損害賠償請求事件、判例時報1349号188頁を参照。

（注2）第156国会・財政金融委員会（03年3月25日）での日本共産党・池田幹幸参院議員（当時）の追及で、小林興起・財務副大臣（当時）は国税庁のポスターの見直しを表明。

池田議員（国税庁のポスターを示し）消費税を「預かる人」とあるが、消費税は預かり金なのか。

小林副大臣 確かにこれを見ると、ちょっと、あまりいい広告ではない。

池田 「とめないで！私の払った消費税」についてはどうか

小林 このせりふがいいかどうかは考えさせていただきたいと思う。